

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第3回 東弁の育児支援制度を利用した男性会員に お話を聞きました

聞き手：男女共同参画推進本部委員 大庭 秀俊（61期）

東弁の育児支援制度には、男性会員が利用できる制度もあります。今回は、父親として育児に伴う会費免除制度を利用した中村裕也会員（61期）にお話を聞きしてきました。

—— 2013年6月から2014年1月までの8か月間、育児に伴う会費免除制度を利用されたのですね。どういうきっかけで制度のことを知りましたか。

私には男の子の双子がいます。産まれてしばらくは私の実家で両親とともに暮らしていたのですが、実家を離れることになり、今後の子育てをどうしようかと考えていたところでした。そのころちょうど、知り合いの弁護士からたまたま育児に伴う会費免除制度のことを聞きました。

—— それがなければ知らなかったということでしょうか。会員ホームページや簡単なチラシで情報提供はされているはずなのですが。

男性会員が利用できる育児支援制度があるとは全く知らなかったです。もっと周知方法を工夫すれば広がると思います。

—— 会費免除制度を利用されたのはどんな理由があったのでしょうか。

やはり、妻がかなり疲れているのを見かねてでしょうか。双子の子育ては大変ですから。私も早めに帰ってお風呂に入れたり、できる限り子育てに関わってきたのですが限界がありました。もっと妻や子どもたちのためにしてあげられることがあるのだったら、と思い、育児に伴う会費免除制度を利用することを決めました。

—— 育児に伴う会費免除制度を利用して良かった点はどんなところでしょうか。

うまく表現できるか自信がないのですが、子どものことをより可愛く思えるようになったし、お母さんべったりだったのが、自分にもなついてくれるようになりました。妻に息抜きの時間を持ってもらえたのも良かったと思います。

たと思います。

—— 会費免除制度を利用するにあたって事務所やクライアントとの関係では何か問題はなかったのでしょうか。制度上、業務に従事する時間が週20時間未満になるのですが。

私の場合、ボスも子育て経験者で、理解があったので事務所との関係で問題はありませんでした。クライアントとは、なるべく電話やメールでの対応をするようにして、どうしても打ち合わせが必要な時だけ事務所で打ち合わせをすることにしていました。ただ、やはり週20時間未満という制限は、かなり制度の利用を抑制する方向に働くと思います。

—— それはなぜでしょうか。

会費免除制度を利用しても、免除となる金額は東弁の会費分の月1万数千円ですが、でも、仕事を制限すれば、それ以上の収入減は免れません。収入減はとても大きな理由であると思います。

—— 今後、男性会員が利用できる育児支援制度について、他人に勧めようと思いますか。

それは個々人の事情が違うので難しいです。こういう制度があるというのは紹介していきたいと思いますが、積極的に勧めるかは悩ましいです。

お話を伺ってみて

男性にせよ女性にせよ、一家の大黒柱の場合、収入低下が避けられない現行の制度の利用はかなり厳しいのではないかと感じました。業務従事時間制限の多少に応じて免除割合を段階的に定めるなど、今後、より利用しやすい制度設計を検討するとともに、周知活動もする必要があると感じました。

※編集部注：当会の育児支援制度に関する詳細は、以下を参照
<https://www.toben.or.jp/members/kenkou/shussan.html>
当会の会員サイトへログイン → 「健康とくらし」 → 「出産や育児に関する支援制度」